

平成 30 年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="320 590 1133 695">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="516 1440 937 1507">平成 30 年 8 月</p> <p data-bbox="546 1619 908 1686">富山県土木部</p>	<p data-bbox="1614 590 2350 651">測 量 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1703 804 2261 1425">平成 1 4 年 7 月 制 定 平成 1 6 年 1 月 一 部 改 定 平成 1 6 年 7 月 一 部 改 定 平成 1 8 年 4 月 一 部 改 定 平成 1 9 年 7 月 一 部 改 定 平成 2 1 年 8 月 一 部 改 定 平成 2 2 年 8 月 一 部 改 定 平成 2 3 年 9 月 一 部 改 定 平成 2 4 年 8 月 一 部 改 定 平成 2 5 年 8 月 一 部 改 定 平成 2 6 年 8 月 一 部 改 定 平成 2 7 年 8 月 一 部 改 定 平成 2 8 年 8 月 一 部 改 定 平成 2 9 年 8 月 一 部 改 定</p> <p data-bbox="1718 1661 2246 1696">富 山 県 土 木 部</p>	

測量業務共通仕様書 新旧対照表

平成 30 年度改正	現 行	備 考
<p>第 23 条 履行期間の変更</p> <p>1 発注者は、受注者に対して測量業務等の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。</p> <p>2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。</p> <p>3 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p>	<p>第 23 条 履行期間の変更</p> <p>1 発注者は、受注者に対して測量業務等の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。</p> <p>2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。</p> <p>3 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p><u>4 契約書第22条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</u></p>	

平成 30 年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="231 594 1225 695">地質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="519 1444 937 1507">平成 30 年 8 月</p> <p data-bbox="549 1623 908 1686">富山県土木部</p>	<p data-bbox="1525 594 2442 651">地 質 調 査 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1700 762 2264 1430">平成 1 4 年 7 月 制 定 平成 1 6 年 1 月 一 部 改 定 平成 1 6 年 7 月 一 部 改 定 平成 1 8 年 4 月 一 部 改 定 平成 1 8 年 8 月 改 定 平成 1 9 年 7 月 一 部 改 定 平成 2 1 年 8 月 一 部 改 定 平成 2 2 年 8 月 一 部 改 定 平成 2 3 年 9 月 一 部 改 定 平成 2 4 年 8 月 一 部 改 定 平成 2 5 年 8 月 一 部 改 定 平成 2 6 年 8 月 一 部 改 定 平成 2 7 年 8 月 一 部 改 定 平成 2 8 年 8 月 一 部 改 定 平成 2 9 年 8 月 一 部 改 定</p> <p data-bbox="1715 1661 2249 1696">富 山 県 土 木 部</p>	

地質調査業務共通仕様書 新旧対照表

平成 30 年度改正	現 行	備 考
<p>第 102 条 用語の定義 (中略)</p> <p>25 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。<u>電子メールにより書類を提出する場合は、別途調査職員と協議するものとする。</u></p> <p>第 112 条 業務計画書 (中略)</p> <p>3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合<u>(数量等の軽微な変更は除く)</u>は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>4 調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、簡易な調査業務においては調査職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>第 125 条 履行期間の変更</p> <p>1 発注者は、受注者に対して調査業務等の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。</p> <p>2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び調査業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。</p> <p>3 受注者は、契約書第 21 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更<u>工程表</u>その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p>	<p>第 102 条 用語の定義 (中略)</p> <p>25 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。<u>ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</u></p> <p>第 112 条 業務計画書 (中略)</p> <p>3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>4 調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、簡易な調査業務においては調査職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>第 125 条 履行期間の変更</p> <p>1 発注者は、受注者に対して調査業務等の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。</p> <p>2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び調査業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。</p> <p>3 受注者は、契約書第 21 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更<u>業務予定表</u>その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p><u>4 契約書第 22 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し、提出しなければならない。</u></p>	

平成30年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="278 554 1181 646">設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="519 1398 937 1465">平成30年8月</p> <p data-bbox="549 1579 911 1646">富山県土木部</p>	<p data-bbox="1614 462 2350 516">設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="1703 672 2261 1339">平成12年7月 制定 平成16年1月 一部改定 平成16年7月 改定 平成18年4月 一部改定 平成18年8月 一部改定 平成19年7月 一部改定 平成21年8月 一部改定 平成22年8月 一部改定 平成23年9月 一部改定 平成24年8月 一部改定 平成25年8月 一部改定 平成26年8月 一部改定 平成27年8月 一部改定 平成28年8月 一部改定 平成29年8月 一部改定</p> <p data-bbox="1718 1570 2246 1608">富 山 県 土 木 部</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

平成 30 年度改正	現 行	備 考
<p>第 1102 条 用語の定義</p> <p>(中略)</p> <p>26 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。<u>電子メールにより書類を提出する場合は、別途調査職員と協議するものとする。</u></p> <p>第 1112 条 業務計画書</p> <p>1 受注者は、契約締結後、14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要</p> <p>(2) 実施方針</p> <p>(3) 業務工程</p> <p>(4) 業務組織計画</p> <p>(5) 打合せ計画</p> <p>(6) 成果品の内容、部数</p> <p>(7) 使用する主な図書及び基準</p> <p>(8) 連絡体制（緊急時含む）</p> <p>(9) 屋外で行う業務において使用する主な機器</p> <p>(10) その他</p> <p>(2) 実施方針又は(10)その他には、第 1131 条 個人情報取扱特記事項、第 1132 条 安全等の確保及び第 1136 条 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</p> <p>3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合、<u>(数量等の軽微な変更は除く)</u>は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>4 調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、簡易な設計業務においては調査職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。</p>	<p>第 1102 条 用語の定義</p> <p>(中略)</p> <p>26 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。<u>ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</u></p> <p>第 1112 条 業務計画書</p> <p>1 受注者は、契約締結後、14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要</p> <p>(2) 実施方針</p> <p>(3) 業務工程</p> <p>(4) 業務組織計画</p> <p>(5) 打合せ計画</p> <p>(6) 成果品の内容、部数</p> <p>(7) 使用する主な図書及び基準</p> <p>(8) 連絡体制（緊急時含む）</p> <p>(9) 屋外で行う業務において使用する主な機器</p> <p>(10) その他</p> <p>(2) 実施方針又は(10)その他には、第 1131 条 個人情報取扱特記事項、第 1132 条 安全等の確保及び第 1136 条 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</p> <p>3 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>4 調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、簡易な設計業務においては調査職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

平成 30 年度改正	現 行	備 考
<p>第 1123 条 履行期間の変更</p> <p>1 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。</p> <p>3 受注者は、契約書第 21 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 2 編 河川編</p> <p>第 4 章 水文観測業務</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>第 2401 条 水文観測業務の種類</p> <p>水文観測業務は「水文観測所保守点検」、「流量観測」、「水位流量曲線作成」及び「水文資料整理」をいう。</p> <p>第 2402 条 対象観測所</p> <p>水文観測業務で取り扱う観測所については、水文観測業務規程第 3 条に定めのある観測所のうち下記のものとする。</p> <p>1 . 雨量観測所</p> <p>2 . 水位観測所</p> <p>3 . 水位流量観測所</p> <p>4 . 地下水位観測所</p> <p>第 2403 条 業務の実施基準</p> <p>受注者は、水文観測業務の実施にあたっては、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。（共通仕様書巻末参照）</p> <p>なお、使用にあたっては、事前に調査職員の承諾を得るものとする。</p>	<p>第 1123 条 履行期間の変更</p> <p>1 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。</p> <p>3 受注者は、契約書第 21 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4 契約書第 22 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し、提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 2 編 河川編</p> <p>(新規追加)</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

平成 30 年度改正	現 行	備 考
<p>第 2 節 水文観測所保守点検</p> <p>第 2404 条 水文観測所保守点検の目的 水文観測業務規程に基づく観測が適切に行われるよう、観測所、観測機器及び観測施設を維持及び管理するため、定期的にこれらの保守点検を実施し、また、必要に応じ、観測所等の整備、補修等を行うことを目的とする。</p> <p>第 2405 条 水文観測所保守点検の内容 1. 水文観測所の保守点検における作業の内容は以下の通りとする。</p> <p>(1) 現地調査 保守点検観測所の状況等を把握するため、業務の実施にあたり、現地調査を行い必要な現地の状況を把握するものとする。</p> <p>(2) 定期点検 観測所に対して、毎月 1 回以上実施する点検。観測所、観測機器及び観測施設に対して目視による点検を基本とする。</p> <p>(3) 総合点検 観測所に対して、年 1 回以上実施する点検。観測所、観測機器及び観測施設に対して詳細な点検を実施し、疑似テスト等による点検を含めた総合的な点検をいう。</p> <p>(4) 臨時点検 観測所に対して、調査職員からの指示があった場合に実施する点検。実施内容については、調査職員との協議による。</p> <p>(5) データ等の回収 点検の際に自記紙、電子ロガーデータを回収する。自記紙の回収の際には現地にて記録に欠測や不審な点がないか点検を行う。</p> <p>(6) 消耗品の交換 点検の際に必要なに応じて消耗品（自記紙、ペン及び電池等）を交換する。</p> <p>(7) 観測所の整備 点検時において不良箇所が見つかった場合、その都度修繕等必要な作業を行う。ただし、軽微でない整備の必要が生じた場合には、速やかに調査職員に報告する。 軽微な整備項目については、第 2406 条に記載の通りとする。</p> <p>(8) 点検報告書の作成・提出 点検終了後、直ちに点検結果及び自記紙等の点検報告書を調査職員に提出すること。点検報告書には、点検結果（写真、野帳）の整理、障害のあった観測所と障害内容も整理すること。</p> <p>(9) 観測所台帳の更新 観測所の現況を常に正確に把握出来る写真に更新する。</p>		

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

平成 30 年度改正	現 行	備 考
<p><u>観測機器等が更新された場合、更新年月、型式、機器費用等の情報を収集し、水文観測業務規程細則に基づく観測所台帳に反映する。</u></p> <p><u>観測機器等について、過去の更新履歴が削除されないよう留意する。更新記録を記入する欄が不足する場合は新しい様式を台帳に追加して使用する。</u></p> <p>第 2406 条 観測所整備</p> <p><u>観測が適切に実施できるよう、軽微な作業による観測所の整備を行う。</u></p> <p><u>1. 軽微な作業は、以下に示すものをいう。</u></p> <p><u>(1) 雨量観測所</u></p> <p><u>イ 受水器や濾水器に貯まったゴミや落葉、生物等の除去。</u></p> <p><u>ロ 転倒ます軸受部に付着したゴミや転倒ます底部に貯まったゴミや砂の除去。</u></p> <p><u>(2) 水位観測所</u></p> <p><u>イ 船による移動を必要としない人力による水位標の清掃。</u></p> <p><u>(3) 地下水位計</u></p> <p><u>イ 地下水位計に付着したゴミ等の除去。</u></p> <p><u>ロ 観測孔周辺の人力による清掃。</u></p> <p><u>(4) その他観測機器</u></p> <p><u>イ その他観測機器周辺の人力による清掃。</u></p> <p><u>2. 1. に示した項目についても現地状況の調査の結果、軽微な作業でないと判断される場合には、調査職員と協議する。</u></p> <p>第 2407 条 水文観測所保守点検の成果品</p> <p><u>受注者は、以下に記載した成果品の他、特記仕様書に記載されている成果品について報告書としてとりまとめて提出する。</u></p> <p><u>(1) 保守点検報告書（点検記録及び現地写真含む）</u></p> <p><u>(2) 自記紙等の観測成果</u></p> <p><u>(3) 観測所台帳</u></p>		

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

平成 30 年度改正	現 行	備 考
<p>第 3 節 流量観測</p> <p>第 2408 条 流量観測の目的 水文観測業務規程に基づき、定期及び臨時に河川流量の観測を実施する事を目的とする。</p> <p>第 2409 条 作業確認</p> <p>1. 受注者は、流量観測作業実施日について、作業着手前に調査職員に承諾を得なければならない。</p> <p>2. 調査職員は必要に応じて流量観測状況について現地で確認するものとする。その際には、受注者は調査職員に作業内容の説明や、検測を求められた場合には協力しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、調査職員が観測結果等の提出を指示した場合すみやかに提出しなければならない。</p> <p>第 2410 条 観測班の編成 河川の条件に応じ、水文観測業務規程に定める河川の流量の観測が確実かつ安全に実施できる観測班を編成しなければならない。</p> <p>第 2411 条 流量観測所整備 流量観測が適切に実施できるよう、軽微な作業による観測所の整備を行う。</p> <p>1. 軽微な作業は、以下に示すものをいう。</p> <p>イ 船による移動を必要としない人力による水位標の清掃</p> <p>2. 1. についても現地状況の調査の結果、作業内容が軽微でないと判断される場合には、調査職員と協議の上実施するものとする。</p> <p>第 2412 条 流速計の検定</p> <p>1. 受注者は観測に使用する流速計の検定等については、『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。</p> <p>2. 必要な精度の確保が確認できた流速範囲外での計測を行ってはならない。</p> <p>第 2413 条 現地調査 流量観測所の状況等を把握するため、業務の実施にあたり、現地調査を行い必要な現地の状況を把握するものとする。</p>		

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

平成 30 年度改正	現 行	備 考
<p>第 2414 条 低水流量観測の方法</p> <p>1. 低水流量観測は可搬式流速計により行うものとする。</p> <p>2. 低水流量観測は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。</p> <p>第 2415 条 低水流量観測の成果品</p> <p>受注者は、以下に記載した成果品のほか、特記仕様書に記載された成果品について報告書としてとりまとめて提出する。</p> <p>(1) 流量観測野帳</p> <p>(2) 観測流量表</p> <p>(3) 精度管理図</p> <p>第 2416 条 高水流量観測の方法</p> <p>1. 高水流量観測は浮子測法により行うものとする。</p> <p>2. 高水流量観測は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。</p> <p>第 2417 条 作業確認指示事項及び連絡事項の定義</p> <p>1. 流量観測作業にあたっての調査職員の指示事項及び指示事項に対する受注者の連絡事項とは下記のほか特記仕様書に記載した事項とする。</p> <p>2. 指示事項とは、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 「待機指示」とは、台風、集中豪雨等による河川の増水の場合又は、増水が予想される場合、観測に必要な人員を受注者が定める基地等に集合するよう指示することをいう。</p> <p>(2) 「現地出動指示」とは、流量観測実施のために現地（観測地点）に出動するよう指示することをいう。</p> <p>(3) 「待機解除指示」とは、受注者の定める基地等での待機を解除するよう指示することをいう。</p> <p>(4) 「観測指示」とは、現地（観測地点）における流量観測作業を実施するよう指示することをいう。</p> <p>(5) 「最終観測時刻指示」とは、現地（観測地点）における最終の観測時刻を指示することをいう。</p> <p>3. 連絡事項は、下記の通りとする。</p> <p>(1) 「準備完了連絡」とは、待機指示に対して観測に必要な人員を確保し、観測用資機材の準備が完了したことを調査職員に連絡することをいう。</p> <p>(2) 「現地到着連絡」とは、出動指示を受け現地に到着したことを調査職員に連絡することをいう。</p> <p>(3) 「観測開始連絡」とは、観測指示を受け観測開始したことを調査職員に連絡することをいう。</p>		

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

平成 30 年度改正	現 行	備 考
<p>(4) 「最終観測終了連絡」とは、最終観測時刻指示に対して最終観測が終了したことを調査職員に連絡することをいう。</p> <p>4. 受注者は、第2項(1)～(5)を調査職員より受けた時刻、第3項(1)～(4)を調査職員へ送った時刻は全て記録し、流量観測終了後速やかに調査職員へ報告する。</p> <p>第 2418 条 高水流量観測の成果品</p> <p>受注者は、以下に記載した成果品のほか、特記仕様書に記載された成果品について報告書としてとりまとめて提出する。</p> <p>(1) 流量観測野帳</p> <p>(2) 横断(深浅)測量野帳</p> <p>(3) 観測流量表</p> <p>(4) 流量計算資料</p> <p>(5) 精度管理図</p> <p>第 2419 条 ADCPによる流量観測の方法</p> <p>ADCPによる流量観測は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。</p> <p>第 2420 条 ADCPによる流量観測成果品</p> <p>受注者は、以下に記載した成果品のほか、特記仕様書に記載された成果品について報告書としてとりまとめて提出する。</p> <p>(1) 流量観測野帳</p> <p>(2) 観測流量表</p> <p>(3) 断面内流速分布図</p> <p>(4) 航跡図</p> <p>(5) ADCP生データ</p> <p>第 2421 条 電波式流速計による流量観測の方法</p> <p>電波式流速計による流量観測は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。</p> <p>第 2422 条 電波式流速計による流量観測成果品</p> <p>受注者は、以下に記載した成果品のほか、特記仕様書に記載された成果品について報告書としてとりまとめて提出する。</p> <p>(1) 流量観測野帳</p> <p>(2) 観測流量表</p> <p>(3) 横断(深浅)測量野帳</p>		

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

平成 30 年度改正	現 行	備 考
<p>(4) 精度管理図</p> <p>(5) 電波式流速計の生データ</p> <p>第 2423 条 画像解析による流量観測の方法</p> <p>画像解析による流量観測は、現場で撮影した動画を解析することで流速を計測し、流量を算出するものとする。</p> <p>第 2424 条 標定点の設置・座標の測量</p> <p>1. 新規の観測の場合は、画像解析のために現地に標定点を必要数設置し、それらの標定点とビデオカメラの物理座標を測量する。</p> <p>2. 継続した観測の場合は、既設の標定点を利用できる。ただし、事前に物理座標の再測量を実施する。</p> <p>第 2425 条 画像解析による流量観測成果品</p> <p>受注者は、以下に記載した成果品のほか、特記仕様書に記載された成果品について報告書としてとりまとめ提出する。</p> <p>(1) 流量観測野帳</p> <p>(2) 観測流量表</p> <p>(3) 横断（深浅）測量野帳</p> <p>(4) 精度管理図</p> <p>(5) ビデオカメラ位置図及び位置図座標測量データ</p> <p>(6) 標定点位置図及び位置座標測量データ</p> <p>(7) 動画データ</p>		

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

平成 30 年度改正	現 行	備 考
<p>第 4 節 水位流量曲線作成</p> <p>第 2426 条 水位流量曲線作成の目的 水位流量曲線作成は、下記を目的とする。</p> <p>1. 流量観測により得られた観測データを基に、水位流量曲線を作成する。</p> <p>2. 作成した水位流量曲線を用いて、確定値化した前年の水位の毎正時データから、前年の流量の毎正時データを算出し、統計処理を行った上で、指定された様式に整理する。</p> <p>第 2427 条 水位流量曲線作成の方法 水位流量曲線作成は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。</p> <p>第 2428 条 水位流量曲線作成の成果品 受注者は、以下に記載した成果品のほか、特記仕様書に記載された成果品について報告書としてとりまとめて提出する。</p> <p>(1) 水位流量曲線図</p> <p>(2) 統計資料</p> <p>(3) 水位流量曲線検討資料</p> <p>第 5 節 水文資料整理</p> <p>第 2429 条 水文資料の定義 水文資料とは、水文観測所において観測機器により観測された水文観測データで、テレメータのデータ、自記紙や電子データロガーに記録されたデータの総称とする。</p> <p>第 2430 条 水文資料整理の目的 水文観測データに対して標準照査を実施し、統計処理を行った上で、指定された様式の水文資料に整理する事を目的とする。</p> <p>第 2431 条 水文資料整理の方法 水文資料整理は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。</p> <p>第 2432 条 水文資料整理の成果品 受注者は、以下に記載した成果品のほか、特記仕様書に記載された成果品について報告書としてとりまとめて提出する。</p> <p>(1) 統計資料</p> <p>(2) 標準照査記録</p>		

平成30年度改正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第4編 砂防及び地すべり対策編</p> <p>第4303条 砂防堰堤及び床固工予備設計</p> <p>1. 業務目的 砂防堰堤及び床固工の予備設計は、設計図書に基づく設計条件、測量調査資料、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な砂防堰堤・床固工の基本諸元を決定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (中略)</p> <p>(5) 施設設計検討 受注者は、配置設計で立案された3案について、以下の施設設計を行うものとする。</p> <p>1) 本体工設計 配置設計の検討結果に基づき、本体、袖部及び水通し部、前庭保護工等の設計計算を行い、一般構造図面を作成し、主要工種の概算数量を算出する。</p> <p>2) 基礎工検討 砂防堰堤計画地点の地質に基づき、支持力不足、及びパイピングの危険性について検討し、その対策について工法を選定する。堰堤高が高く、長期的な湛水が考えられるような場合には、必要に応じた対策工の検討を行う。</p> <p>第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計</p> <p>1. 業務目的 砂防堰堤及び床固工の詳細設計業務は、予備設計で検討された砂防堰堤・床固工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (中略)</p> <p>(3) 基本事項決定 受注者は、砂防堰堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。</p> <p>1) 地質条件 地質調査資料を基に、地形、地盤強度、地質条件の確認、整理を行う。</p> <p>2) 設計条件 計画流量、計画土砂量、設計定数の整理を行い、設計条件を決定する。</p> <p>3) 環境条件 環境の資料の確認、整理を行い詳細設計の基礎資料とする。</p>	<p style="text-align: center;">第4編 砂防及び地すべり対策編</p> <p>第4303条 砂防堰堤及び床固工予備設計</p> <p>1. 業務目的 砂防堰堤及び床固工の予備設計は、設計図書に基づく設計条件、測量調査資料、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な砂防堰堤・床固工の基本諸元を決定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (中略)</p> <p>(5) 施設設計検討 受注者は、配置設計で立案された3案について、以下の施設設計を行うものとする。</p> <p>1) 本体工設計 配置設計の検討結果に基づき、本体、袖部及び水通し部、前庭保護工等の設計計算を行い、一般構造図面を作成し、主要工種の概算数量を算出する。</p> <p>2) 基礎工検討 砂防堰堤計画地点の地質に基づき、支持力不足、及びパイピングの危険性について検討し、その対策について工法を選定する。堰堤高が高く、長期的な湛水が考えられるような場合には、コンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチングについて検討を行う。</p> <p>第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計</p> <p>1. 業務目的 砂防堰堤及び床固工の詳細設計業務は、予備設計で検討された砂防堰堤・床固工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (中略)</p> <p>(3) 基本事項決定 受注者は、砂防堰堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。</p> <p>1) 地質条件 地質調査資料を基に、地形、地盤強度、断層の地質条件の確認、整理を行う。</p> <p>2) 設計条件 計画流量、計画土砂量、設計定数の整理を行い、設計条件を決定する。</p> <p>3) 環境条件 環境の資料の確認、整理を行い詳細設計の基礎資料とする。</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

平成 30 年度改正	現 行	備 考
<p>(4) 施設設計</p> <p>1) 本体工設計</p> <p>受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本堰堤 副堰堤 水叩き 側壁護岸 床固工 流末処理工 魚道工 <p>2) 基礎工設計</p> <p>受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合はその対策工について設計を行う。堰堤高が高く長期的に湛水することが考えられる場合には、<u>必要に応じた対策工</u>の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。</p> <p>3) 景観設計</p> <p>受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。</p>	<p>(4) 施設設計</p> <p>1) 本体工設計</p> <p>受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本堰堤 副堰堤 水叩き 側壁護岸 床固工 流末処理工 魚道工 <p>2) 基礎工設計</p> <p>受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。堰堤が高く、長期的に湛水することが考えられる場合には<u>コンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチング及び置換工等</u>の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。</p> <p>3) 景観設計</p> <p>受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

平成30年度改正	現 行	備 考																																																																
<p>第4319条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い、2部納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 土石流対策及び流木対策の設計 1) 土石流対策工予備設計の成果品</p> <table border="1" data-bbox="255 669 1210 747"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最適案の選定</td> <td>比較案評価、最適案選定</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 流木対策工予備設計の成果品</p> <table border="1" data-bbox="255 840 1210 917"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最適案の選定</td> <td>比較案評価、最適案選定</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 護岸工の設計 1) 護岸工予備設計の成果品</p> <table border="1" data-bbox="255 1052 1210 1129"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最適案の選定</td> <td>比較案評価、最適案選定</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 山腹工の設計 1) 山腹工予備設計の成果品</p> <table border="1" data-bbox="255 1264 1210 1341"> <thead> <tr> <th>計項目</th> <th>成果品</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最適案の選定</td> <td>比較案評価、最適案選定</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果品	縮尺	摘要	最適案の選定	比較案評価、最適案選定			設計項目	成果品	縮尺	摘要	最適案の選定	比較案評価、最適案選定			設計項目	成果品	縮尺	摘要	最適案の選定	比較案評価、最適案選定			計項目	成果品	縮尺	摘要	最適案の選定	比較案評価、最適案選定			<p>第4319条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い、2部納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 土石流対策及び流木対策の設計 1) 土石流対策工予備設計の成果品</p> <table border="1" data-bbox="1507 669 2463 747"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最適案の選定</td> <td>比較案評価、最適案選定</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 流木対策工予備設計の成果品</p> <table border="1" data-bbox="1507 840 2463 917"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最適案の選定</td> <td>比較案評価、最適案選定</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 護岸工の設計 1) 護岸工予備設計の成果品</p> <table border="1" data-bbox="1507 1052 2463 1129"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最適案の選定</td> <td>比較案評価、最適案選定</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 山腹工の設計 1) 山腹工予備設計の成果品</p> <table border="1" data-bbox="1507 1264 2463 1341"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最適案の選定</td> <td>比較案評価、最適案選定</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果品	縮尺	摘要	最適案の選定	比較案評価、最適案選定			設計項目	成果品	縮尺	摘要	最適案の選定	比較案評価、最適案選定			設計項目	成果品	縮尺	摘要	最適案の選定	比較案評価、最適案選定			設計項目	成果品	縮尺	摘要	最適案の選定	比較案評価、最適案選定			
設計項目	成果品	縮尺	摘要																																																															
最適案の選定	比較案評価、最適案選定																																																																	
設計項目	成果品	縮尺	摘要																																																															
最適案の選定	比較案評価、最適案選定																																																																	
設計項目	成果品	縮尺	摘要																																																															
最適案の選定	比較案評価、最適案選定																																																																	
計項目	成果品	縮尺	摘要																																																															
最適案の選定	比較案評価、最適案選定																																																																	
設計項目	成果品	縮尺	摘要																																																															
最適案の選定	比較案評価、最適案選定																																																																	
設計項目	成果品	縮尺	摘要																																																															
最適案の選定	比較案評価、最適案選定																																																																	
設計項目	成果品	縮尺	摘要																																																															
最適案の選定	比較案評価、最適案選定																																																																	
設計項目	成果品	縮尺	摘要																																																															
最適案の選定	比較案評価、最適案選定																																																																	

平成30年度改正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第6編 道路編</p> <p>第6423条 一般構造物予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>道路設計に伴い新たに一般構造物を新設する場合、地形・地質・立地条件等の基本条件と整合を図り、構造的・施工性・維持管理・経済性の観点から、以下に示す構造物毎に構造形式の比較検討を行い、最適形式と基本構造諸元を決定することを目的とする。なお4)の覆工に関して、受注者は設計図書により与えられる対象の覆工と荷重の規模に基づき実施するものとする。又、受注者は2)の擁壁・補強土・U型擁壁及び、3)法面工に関して、スベリ安定解析が必要となる場合にはその旨を調査職員に報告すると共に、指示を受けるものとする。</p> <p>1) 門型ラーメン・箱型函渠 2) 擁壁・補強土、U型擁壁 3) 法面工(場所打ち法枠、アンカー付場所打ち法枠、吹付法枠工、アンカー付吹付法枠工、コンクリート吹付、張ブロック) 4) 覆工(ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター)</p> <p>第6424条 一般構造物詳細設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。対象とする構造物は以下のとおりであり、発注者は、設計対象工種を設計図書に指示する。なお4)覆工、5)雪崩予防施設については、受注者は設計図書に基づき与えられた荷重条件に従って業務を行うものとする。</p> <p>1) 函渠工・・・門型ラーメン、箱型函渠 2) 擁壁・補強土・・・逆T式擁壁、重力式擁壁、U型擁壁もたれ式擁壁、井桁式擁壁、大型ブロック積擁壁、補強土 3) 法面工・・・場所打ち法枠工、アンカー付き場所打ち法枠工 4) 覆工・・・ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター 5) 雪崩予防施設</p>	<p style="text-align: center;">第6編 道路編</p> <p>第6423条 一般構造物予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>道路設計に伴い新たに一般構造物を新設する場合、地形・地質・立地条件等の基本条件と整合を図り、構造的・施工性・維持管理・経済性の観点から、以下に示す構造物毎に構造形式の比較検討を行い、最適形式と基本構造諸元を決定することを目的とする。なお4)の覆工に関して、受注者は設計図書により与えられる対象の覆工と荷重の規模に基づき実施するものとする。又、受注者は2)の擁壁・補強土工・U型擁壁及び、3)法面工に関して、スベリ安定解析が必要となる場合にはその旨を調査職員に報告すると共に、指示を受けるものとする。</p> <p>1) 門型ラーメン・箱型函渠 2) 擁壁・補強土工、U型擁壁 3) 法面工(場所打ち法枠、アンカー付場所打ち法枠、吹付法枠工、アンカー付吹付法枠工、コンクリート吹付、張ブロック) 4) 覆工(ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター)</p> <p>第6424条 一般構造物詳細設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。対象とする構造物は以下のとおりであり、発注者は、設計対象工種を設計図書に指示する。なお4)覆工、5)雪崩予防施設については、受注者は設計図書に基づき与えられた荷重条件に従って業務を行うものとする。</p> <p>1) 函渠工・・・門型ラーメン、箱型函渠 2) 擁壁・補強土工・・・逆T式擁壁、重力式擁壁、U型擁壁もたれ式擁壁、井桁式擁壁、大型ブロック積擁壁、補強土工 3) 法面工・・・場所打ち法枠工、アンカー付き場所打ち法枠工 4) 覆工・・・ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター 5) 雪崩予防施設</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

平成30年度改正	現 行	備 考
<p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 設計計算 受注者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、安定計算及び断面応力度計算を実施する。また、下記工種は設計図書に記載がない限りスベリ安定計算を行うものとする。なお、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もたれ擁壁 ・井桁式擁壁 ・大型ブロック積擁壁 ・補強土 ・場所打ち法枠工 ・アンカー付き場所打ち法枠工 <p>第6801条 橋梁設計の種類 橋梁設計の種類は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 橋梁設計 (2) 橋梁拡幅設計 (3) 橋梁補強設計 <p>第2節 橋梁設計 橋梁設計は、新規に橋梁を建設又は架替えに際して実施する橋梁の設計に適用する。</p>	<p>2. 業務内容</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 設計計算 受注者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、安定計算及び断面応力度計算を実施する。また、下記工種は設計図書に記載がない限りスベリ安定計算を行うものとする。なお、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もたれ擁壁 ・井桁式擁壁 ・大型ブロック積擁壁 ・補強土工 ・場所打ち法枠工 ・アンカー付き場所打ち法枠工 <p>第6801条 橋梁設計の種類 橋梁設計の種類は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 橋梁設計 (2) 橋梁拡幅設計 (3) 橋梁補強設計 <p>第2節 橋梁設計 橋梁設計は、新規に橋梁を建設又は架替えるに際して実施する橋梁の設計に適用する。</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

平成30年度改正	現 行	備 考
<p>第 6806 条 橋梁拡幅予備設計</p> <p>1. 業務目的 橋梁拡幅予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、拡幅の目的に沿った上部工、下部工及び基礎工について拡幅方法・拡幅形式（以下「拡幅工法」と称する）の比較検討を行い、最適拡幅工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 橋梁拡幅予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（10）拡幅工法比較一覧表の作成 受注者は、拡幅工法比較案に関する検討結果をまとめ、拡幅工法比較一覧表を作成するものとする。拡幅工法比較一覧表には、拡幅に関する部材の主要断面形状を記入するほか、（5）で実施した技術的特徴、課題を列記し、各比較案の評価を行い、最適拡幅工法案を明示するものとする。</p>	<p>第 6806 条 橋梁拡幅予備設計</p> <p>1. 業務目的 橋梁拡幅予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、拡幅の目的に沿った上部工、下部工及び基礎工について拡幅方法・拡幅形式（以下「拡幅工法」と称する）の比較検討を行い、最適拡幅工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 橋梁拡幅予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（10）拡幅工法比較一覧表の作成 受注者は、拡幅工法比較案に関する検討結果をまとめ、拡幅工法一覧表を作成するものとする。拡幅工法一覧表には、拡幅に関する部材の主要断面形状を記入するほか、（5）で実施した技術的特徴、課題を列記し、各比較案の評価を行い、最適拡幅工法案を明示するものとする。</p>	
<p>第 6807 条 橋梁拡幅詳細設計</p> <p>1. 業務目的 橋梁拡幅詳細設計は、予備設計で決定された拡幅工法について、設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 橋梁拡幅詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（6）設計図 受注者は、橋梁位置図、既設部・新設部を明示した一般図、線形図、構造詳細図、構造一般図、支承、高欄、伸縮装置、排水装置等の詳細設計図を作成するものとする。</p>	<p>第 6807 条 橋梁拡幅詳細設計</p> <p>1. 業務目的 橋梁拡幅詳細設計は、予備設計で決定された拡幅工法について、設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 橋梁拡幅詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（6）設計図 受注者は、既設部・新設部を明示した橋梁位置図、一般図、線形図、構造詳細図、構造一般図、支承、高欄、伸縮装置、排水装置等の詳細設計図を作成するものとする。</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

平成30年度改正	現 行	備 考
<p>第 6809 条 橋梁補強予備設計</p> <p>1. 業務目的 橋梁補強予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、補強の目的に沿った上部工、下部工あるいは基礎工について補強工法の比較検討を行い、最適補強工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 橋梁補強予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(11) 補強工法比較一覧表の作成 受注者は、補強工法比較案に関する検討結果をまとめ、補強工法比較一覧表を作成するものとする。補強工法比較一覧表には補強部材の主要部材断面形状を記入するほか、(6)で実施した技術的特徴・課題を列記し、各比較案の評価を行い、最適補強工法案を明示するものとする。</p>	<p>第 6809 条 橋梁補強予備設計</p> <p>1. 業務目的 橋梁補強予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、補強の目的に沿った上部工、下部工あるいは基礎工について補強工法の比較検討を行い、最適補強工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 橋梁補強予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。 <u>なお、現地調査以降の記述については、省略するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(11) 補強工法比較一覧表の作成 受注者は、補強工法比較案に関する検討結果をまとめ、補強工法一覧表を作成するものとする。補強工法一覧表には補強部材の主要部材断面形状を記入するほか、(6)で実施した技術的特徴・課題を列記し、各比較案の評価を行い、最適補強工法案を明示するものとする。</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

平成30年度改正	現 行	備 考
<p>第 6810 条 橋梁補強詳細設計</p> <p>1. 業務目的 橋梁補強詳細設計は、予備設計で決定された補強工法について、設計図書、既存の関連資料及び比較設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 橋梁補強詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 既設橋梁位置図 (2) 既設橋梁の設計成果 (3) 橋梁補強予備設計成果 (4) 道路線形計算書 (5) 実測平面図 (6) 地質調査報告書 (7) 周辺施設 (既設、計画) に関する資料 (8) 橋梁補強予備設計等設計協議資料</p>	<p>第 6810 条 橋梁補強詳細設計</p> <p>1. 業務目的 橋梁補強詳細設計は、予備設計で決定された補強工法について、設計図書、既存の関連資料及び比較設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 橋梁補強詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 既設橋梁位置図 (2) 既設橋梁の設計成果 (3) 橋梁補強予備設計成果 (4) 道路線形計算書 (5) 実測平面図 (6) 地質調査報告書 (7) 周辺施設 (既設、計画) に関する資料 (8) 橋梁補強予備設計等設計協議書</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

平成30年度改正					現 行					備 考	
第 6811 条 成果品 受注者は、表 6.8.1 ~ 表 6.8.3 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、2 部納品するものとする。					第 6811 条 成果品 受注者は、表 6.8.1 ~ 表 6.8.3 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、2 部納品するものとする。						
表 6.8.1 橋梁設計成果品一覧表					表 6.8.1 橋梁設計成果品一覧表						
設計種別	設計項目	成果品	縮尺	摘要	設計種別	設計項目	成果品	縮尺	摘要		
橋梁予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000 ~ 1:50000	市販地図等	橋梁予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000 ~ 1:50000	市販地図等		
		一般図	1:50 ~ 1:500				一般図	1:50 ~ 1:500			
		比較一覧表	-				比較一覧表	-			
	概算工事費	数量計算書	-	概略	概算工事費	数量計算書	-	概略			
		概算工事費	-			概算工事費	-				
	報告書	設計概要書	-	比較検討書等	報告書	設計概要書	-	比較検討書等			
		概略設計計算書	-	応力及び安定計算		概略設計計算書	-	応力及び安定計算			
		その他参考資料等	-			その他参考資料等	-				
	橋梁詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:25000 ~ 1:50000	市販地図等	橋梁詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:25000 ~ 1:50000	市販地図等	
			一般図	1:50 ~ 1:500	橋種・設計条件・地質図 ボーリング位置等を記入			一般図	1:50 ~ 1:500	橋種・設計条件・地質図 ボーリング位置等を記入	
線形図			適宜	平面・縦断・座標	線形図			適宜	平面・縦断・座標		
構造一般図			1:50 ~ 1:500		構造一般図			1:50 ~ 1:500			
上部工構造詳細図			1:20 ~ 1:100	主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・ 支承・伸縮装置・排水装置・高欄防護柵・ 遮音壁・検査路等・製作キャンパー図・ PC 鋼材緊張順序等施工要領	上部工構造詳細図			1:20 ~ 1:100	主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・ 支承・伸縮装置・排水装置・高欄防護柵・ 遮音壁・検査路等・製作キャンパー図・ PC 鋼材緊張順序等施工要領		
下部工構造詳細図			1:20 ~ 1:100	橋台・橋脚等	下部工構造詳細図			1:20 ~ 1:100	橋台・橋脚等		
基礎工構造詳細図			1:20 ~ 1:100	杭・ウィル・ケーソン等	基礎工構造詳細図			1:20 ~ 1:100	杭・ウィル・ケーソン等		
仮設工詳細図			適宜	仮締切・土留・仮橋等	仮設工詳細図			適宜	仮締切・土留・仮橋等		
参考図			適宜	架設計画図							
数量計算		数量計算書	-	材料表・塗装面積 溶接延長等	数量計算	数量計算書	-	材料表・塗装面積 溶接延長等			
報告書		設計概要書	-		報告書	設計概要書	-				
		設計計算書	-			設計計算書	-				
		線形計算書	-			線形計算書	-				
	施工計画書	-	施工方法・特記事項等	施工計画書		-	施工方法・特記事項等				
	その他参考資料等	-	検討書		その他参考資料等	-	検討書				

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

平成30年度改正					現 行					備 考
表 6.8.2 橋梁拡幅設計成果品一覧表					表 6.8.2 橋梁拡幅設計成果品一覧表					
設計種別	設計項目	成果品	縮尺	摘要	設計種別	設計項目	成果品	縮尺	摘要	
橋梁拡幅予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000～1:50000	市販地図等	橋梁拡幅予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000～1:50000	市販地図等	
		一般図	1:50～1:500				一般図	1:50～1:500		
		比較一覧表	-				比較一覧表	-		
	概算工事費	数量計算書	-	概略	概算工事費	数量計算書	-	概略		
		概算工事費	-			概算工事費	-			
	報告書	設計概要書	-	比較検討書等	報告書	設計概要書	-	比較検討書等		
		概略設計計算書	-	応力及び安定計算		概略設計計算書	-	応力及び安定計算		
		その他参考資料等	-			その他参考資料等	-			
	橋梁拡幅詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:25000～1:50000	市販地図等	橋梁拡幅詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:25000～1:50000	
一般図			1:50～1:500	橋種・設計条件・地質図	一般図			1:50～1:500	橋種・設計条件・地質図	
線形図			適宜	平面・縦断・座標	線形図			適宜	平面・縦断・座標	
構造一般図			1:50～1:500		構造一般図			1:50～1:500		
上部工構造詳細図			1:20～1:100	主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・ 支承・伸縮装置・排水装置・高欄防護柵・ 遮音壁・検査路等・製作キャンバー図・PC	上部工構造詳細図			1:20～1:100	主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・ 支承・伸縮装置・排水装置・高欄防護柵・ 遮音壁・検査路等・製作キャンバー図・PC	
下部工構造詳細図			1:20～1:100	橋台・橋脚等	下部工構造詳細図			1:20～1:100	橋台・橋脚等	
基礎工構造詳細図			1:20～1:100	杭・ウィル・ケーソン等	基礎工構造詳細図			1:20～1:100	杭・ウィル・ケーソン等	
仮設工詳細図			適宜	仮締切・土留・仮橋等	仮設工詳細図			適宜	仮締切・土留・仮橋等	
参考図			適宜	施工計画図						
数量計算		数量計算書	-	材料表・塗装面積	数量計算	数量計算書	-	材料表・塗装面積		
報告書		設計概要書	-		報告書	設計概要書	-			
		設計計算書	-			設計計算書	-			
		線形計算書	-			線形計算書	-			
		施工計画書	-	施工方法・特記事項等		施工計画書	-	施工方法・特記事項等		
	その他参考資料等	-	検討書	その他参考資料等		-	検討書			

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

平成30年度改正					現 行					備 考	
表 6.8.3 橋梁補強設計成果品一覧表					表 6.8.3 橋梁補強設計成果品一覧表						
設計種別	設計項目	成果品	縮尺	摘要	設計種別	設計項目	成果品	縮尺	摘要		
橋梁補強予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000～1:50000	市販地図等	橋梁補強予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000～1:50000	市販地図等		
		一般図	1:50～1:500				一般図	1:50～1:500			
		比較一覧表	-				比較一覧表	-			
	概算工事費	数量計算書	-	概略	概算工事費	数量計算書	-	概略			
		概算工事費	-			概算工事費	-				
	報告書	設計概要書	-	比較検討書等	報告書	設計概要書	-	比較検討書等			
		概略設計計算書	-	応力及び安定計算		概略設計計算書	-	応力及び安定計算			
		その他参考資料等	-			その他参考資料等	-				
	橋梁補強詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:25000～1:50000	市販地図等	橋梁補強詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:25000～1:50000		市販地図等
			一般図	1:50～1:500	橋種・設計条件・地質図 ボーリング位置等を記入			一般図	1:50～1:500		橋種・設計条件・地質図 ボーリング位置等を記入
線形図			適宜	平面・縦断・座標、適宜	線形図			適宜	平面・縦断・座標、適宜		
構造一般図			1:50～1:500		構造一般図			1:50～1:500			
上部工構造詳細図			1:20～1:100	主桁・横桁・増桁対傾構・主構・床組・ 床版補強・桁連結・PC鋼材緊張順序等施工要領	上部工構造詳細図			1:20～1:100	主桁・横桁・増桁対傾構・主構・床組・ 床版補強・桁連結・PC鋼材緊張順序等施工要領		
下部工構造詳細図			1:20～1:100	沓座拡幅・橋脚巻立	下部工構造詳細図			1:20～1:100	沓座拡幅・橋脚巻立		
基礎工構造詳細図			1:20～1:100	橋台・橋脚基礎補強	基礎工構造詳細図			1:20～1:100	橋台・橋脚基礎補強		
仮設工詳細図			適宜	仮締切・土留・仮橋等	仮設工詳細図			適宜	仮締切・土留・仮橋等		
参考図			適宜	施工計画図	数量計算			数量計算書	-	材料表・塗装面積	
数量計算		数量計算書	-	材料表・塗装面積	報告書	設計概要書	-				
報告書		設計概要書	-			設計計算書	-				
		設計計算書	-			線形計算書	-	適宜			
		線形計算書	-	適宜		施工計画書	-	施工方法・特記事項等			
		施工計画書	-	施工方法・特記事項等		その他参考資料等	-	検討書			
その他参考資料等	-	検討書									

第3節 橋梁定期点検

橋梁定期点検は、「橋梁定期点検要領」（以下、「定期点検要領」という。）及び「橋梁における第三者被害予防措置要領(案)」（以下、「第三者要領」という。）に基づき実施する定期点検に適用する。

第3節 橋梁定期点検

橋梁定期点検は、「橋梁定期点検要領(案)」（以下、「定期点検要領」という。）及び「橋梁における第三者被害予防措置要領(案)」（以下、「第三者要領」という。）に基づき実施する定期点検に適用する。